

藤沢市保育士試験受験料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士試験を受験し合格した者に対し、受験料助成を行うことにより、保育人材の増加及び市内施設への就労を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市保育士試験受験料助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、藤沢市内において法人又は個人が運営する施設をいう。
- (2) 保育士試験 法第18条の8に規定する保育士試験のうち、全国共通の保育士試験及び神奈川県独自地域限定保育士試験をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、保育士試験の合格通知書を受けた者のうち、1年間以上認可保育施設に就労する意思があり、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 現に認可保育施設に就労している者
- (2) 藤沢市保育士試験対策講座を受講した者
- (3) 藤沢市内に在住し、認可保育施設への就労を希望する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、12,700円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、保育士試験の合格通知日から3箇月以内に、藤沢市保育士試験受験料助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 保育士試験の合格通知書(一部科目合格通知書を除く)の写し
- (2) 第3条第1号に該当する場合、就労している認可保育施設の雇用証明書(第2号様式)
- (3) 第3条第1号に該当しない場合、誓約書兼同意書(第3号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、助成金交付の可否を決定し、藤沢市保育士試験受験料助成金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに藤沢市保育士試験受験料助成金交付請求書兼口座振込依頼書（第5号様式）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第8条 助成金の交付を受ける者は、その趣旨を踏まえ、継続的に自己研鑽に努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に反したとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る部分についての返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る証拠書類を整備し、5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。